

I

所得税等の計算

1 所得控除

1 . 所得控除の位置づけ

所得控除は、各種所得の金額の計算では反映されない個人的事情を考慮したり、社会政策上の要請を受けたりといったことなどにより、税負担の調整を図る主旨から設けられています。

所得控除には、次の14種類の控除があります。

2 . 所得控除

所得控除には以下の種類があります。

趣旨	所得控除の種類	内 容	控除額の概要
異常な損失・支出 に対する配慮	雑損控除	生活用資産などの災害、盗難、横領による損失額の控除	損失の金額 - 総所得金額等 × 10% (災害関連支出の額がない場合)
	医療費控除	1年間に本人および同一生計の配偶者その他の親族について支払った医療費の控除	(その年中に支払った医療費の総額 - 給付金等で補てんされる金額) - 「10万円」または「総所得金額等 × 5%」のいずれか少ないほう
社会政策上の要請	社会保険料控除	健康保険、厚生年金、国民年金などの支出保険料の控除	支出金額の全額
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済契約・心身障害者扶養共済制度の掛金の控除、確定拠出年金の掛金の控除	支出金額の全額
	生命保険料控除	1年間に支払った一定の保険料のうち一定額の控除	<平成24年1月1日以後に締結した保険契約等> 一般生命保険料控除(生存死亡部分) 最高4万円 個人年金保険料控除 最高4万円 介護医療保険料控除 最高4万円
	地震保険料控除	1年間に支払った地震保険料のうち一定額の控除	最高5万円
	寄附金控除	国、地方公共団体などに対して支出した寄附金、特定新規中小会社に出資した場合(1,000万円を限度とする)の控除	「特定寄附金として支出した金額」または「総所得金額等 × 40%」のいずれか少ないほう - 2,000円
通常に比べて弱い 控除力を考慮	障害者控除	本人または控除対象配偶者や扶養親族が障害者である場合	27万円 (特別障害者は40万円)
	寡婦(夫)控除	本人が寡婦または寡夫(配偶者と死別・離婚等をした者で一定の者)である場合	27万円 (特定の寡婦は35万円)
	勤労学生控除	本人が勤労学生である場合	27万円
最低生活費の配慮	配偶者控除	同一生計の配偶者のうち合計所得金額が38万円以下の者がいる場合	原則として38万円
	配偶者特別控除	合計所得金額が一定の範囲内の配偶者がおり、本人の合計所得金額が1,000万円以下である場合	3万円 ~ 38万円
	扶養控除	同一生計の配偶者以外の親族等(16歳以上)で合計所得金額が38万円以下の者がいる場合	原則として38万円 特定扶養親族 63万円 老人扶養親族 48万円 同居老親等 58万円
	基礎控除	すべての納税者に適用される控除	38万円

3 . 各所得控除の内容

(1) 雑損控除

適用が受けられる場合

雑損控除は、災害、盗難または横領により資産に損害を受けた場合や、災害に関連してやむを得ない支出（火災の後片付け費用など）をした場合に適用が受けられます。

対象となる資産

雑損控除の対象となる資産は、原則として、納税者本人および本人と生計を一にする配偶者および親族（その年の総所得金額等が38万円以下の者に限る）が所有する生活に通常必要な資産（自宅や家財など）に限られます。

控除額

$$\text{雑損控除} = \begin{cases} \text{(イ) 損失の金額}^{(\text{注1})} - \text{総所得金額等} \times 10\% \\ \text{(ロ) 災害関連支出の金額}^{(\text{注2})} - 5 \text{万円} \end{cases}$$

(イ)または(ロ)のいずれが多いほう

(注1) 損害金額 - 損害保険金などで補てんされる金額

(注2) 火災の後片付け費用や損壊した家屋の取壊し費用などの現金支出額

雑損失の繰越控除

その年の所得金額から雑損控除額を差し引くと赤字となってしまう場合には、その赤字を翌年以後3年間繰り越すことができます。これは雑損控除だけに認められているもので、雑損控除以外の所得控除合計額がその年の所得金額を上回って赤字となっても、その赤字を翌年以後に繰り越すことはできません。

(2) 医療費控除

適用が受けられる場合

医療費控除は、納税者本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために年間に一定額以上の医療費を支払った場合に適用が受けられます。

なお、医療費控除の適用を受ける場合には、確定申告書に医療費の領収証を添付する必要があります（電子申告をする場合は添付省略可）。

医療費控除の対象となるものとならないもの

医療費控除の対象となるもの	医療費控除の対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療、治療の対価 ・ 医師の診療を受けるための通常必要な医療用器具 ・ 薬事法に規定する医薬品 ・ 介護老人保健施設の利用料（介護費、食費、居住費） ・ 在宅療養の介護費用 ・ 妊娠と診断されてからの定期検診や検査費用 ・ 通院にかかる電車代やバス代、タクシー代 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人間ドックや健康診断の費用（注） ・ 美容整形費用 ・ 自己の都合で利用する差額ベッド料金 ・ 健康増進のためのビタミン剤 ・ 病気やケガの予防のために購入した医薬品 ・ 通院のための自家用車のガソリン代や駐車料金 ・ 近視や乱視、老眼などのためのメガネの購入費用 など

（注）人間ドックや健康診断の費用は、その診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続きその疾病の治療をした場合には、医療費控除の対象となります。

控除額

$$\text{医療費控除} = \left[\begin{array}{l} \text{その年中に支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{給付金等で補てん} \\ \text{される金額} \end{array} \right] \\
 \text{ - 「10万円」または「総所得金額等} \times 5\% \text{」のいずれか少ないほう}$$

（注1）控除額は年間200万円が限度です。

（注2）給付金等（入院給付金や高額療養費、家族出産育児一時金など）で補てんされる金額がある場合の差引計算は、その補てんの対象とされる医療費ごとに行います。したがって、支払った医療費を上回る部分の給付金等があっても、他の医療費からは差し引きません。

(3) 社会保険料控除

適用が受けられる場合

社会保険料控除は、納税者本人が、本人または生計を一にする親族（以下、「生計一親族」といいます）に係る社会保険料（健康保険の保険料、厚生年金保険料、国民年金保険料、雇用保険料など）を支払った場合に適用が受けられます。

なお、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、日本年金機構が発行する国民年金等の支払をした旨の証明書類を添付しなければなりません（電子申告をする場合は添付省略可）。

控除額

社会保険料控除 = 社会保険料の支払額全額

(4) 小規模企業共済等掛金控除

適用が受けられる場合

小規模企業共済等掛金控除は、本人が小規模企業共済契約・心身障害者扶養共済制度の掛金、確定拠出年金の掛金を支払った場合に適用が受けられます。

控除額

小規模企業共済等掛金控除 = 小規模企業共済等掛金等の支払額全額

(5) 生命保険料控除

適用が受けられる場合

生命保険料控除は、本人が一定の生命保険契約等または個人年金保険契約等の保険料または掛金を支払った場合に適用が受けられます。

対象となる生命保険契約等

保険金受取人を本人、配偶者、その他の親族としているもので、生命保険会社と締結した生命保険契約、簡易生命保険契約、農協等と締結した生命共済に係る契約等、生命保険会社または損害保険会社等と締結した「身体の傷害または疾病」により保険金が支払われる保険契約のうち、一定のもの（例：医療費用保険、介護費用保険、所得補償保険）が対象となります。財形貯蓄保険契約などは対象となりません。

契約先が生命保険会社であるか損害保険会社であるかにかかわらず、支払保険料に係る保険契約の内容に応じて、生命保険料控除の適用が受けられます。

対象となる個人年金保険契約等

一般の生命保険契約等とは別枠で控除を受けることができる個人年金保険契約等は、次の要件をすべて満たした契約です。

- ア 年金の受取人は保険料等の払込をする者またはその配偶者のいずれかであること
- イ 年金受取人は被保険者と同一人であること

- ウ 保険料等の払込は、年金支払開始前10年以上の期間にわたって定期に行うものであること
- エ 年金の支払は、年金の受取人の年齢が60歳に達した日以後の日で契約に定める日以後10年以上の期間、または受取人が生存している期間にわたって定期に行うものであること

控除額

- イ．平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（以下、「新契約」といいます）に係る控除

ア	一般生命保険料控除（生存死亡部分）	最高4万円
イ	個人年金保険料控除	最高4万円
ウ	介護医療保険料控除（介護（費用）保障または医療（費用）保障を内容とする主契約または特約に係る支払保険料等をいう）	最高4万円

ア～ウの合計で最高12万円

上記ア～ウの各保険料控除額の計算は次のとおりです。

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払った保険料等 × 1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払った保険料等 × 1/4 + 20,000円
80,000円超	一律に40,000円

- ロ．平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（以下、「旧契約」といいます）に係る控除

エ	一般生命保険料控除（介護（費用）保障または医療（費用）保障を内容とする支払保険料等を含む）	最高5万円
オ	個人年金保険料控除	最高5万円

エオの合計で最高10万円

ケーススタディ

源泉徴収票の見方

平成23年分給与所得の源泉徴収票（平成23年12月作成）

平成23年分 給与所得の源泉徴収票

配偶者控除

給与収入金額（年収）

給与所得の金額

支私住所を受けはる者	東京都〇〇市〇〇町	氏名	(受給者番号) トウキョウ ダイスケ (フリガナ) トウキョウ ダイスケ (役職名)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給与・賞与	7,000,000	5,100,000	2,354,604
源泉徴収税額			177,000
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)
有無従従	1	1	0
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
901,604	50,000	13,000	0
配偶者の名義所得		基礎控除	所得控除等の内訳
0	380,000	380,000	配偶者特別控除 扶養控除 社会保険料控除 生命保険料控除 地震保険料控除
受給者生年月日	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	
受給者	〇 〇 株式会社	(電話)	()

所得控除額の合計

年税額（所得税）

所得控除等の内訳

地震保険料控除

生命保険料控除

社会保険料控除

配偶者特別控除 控除対象扶養親族の数(このケースは特定扶養親族が1人)

給与収入	源泉徴収票 「支払金額」	7,000,000円
給与所得控除	$700万円 \times 10\% + 120万円 =$	1,900,000円
給与所得	$- =$	5,100,000円
所得控除		
配偶者控除（38万円）+ 扶養控除（特定扶養親族63万円）		
+ 社会保険料控除（901,604円）+ 生命保険料控除（50,000円）+ 地震保険料控除（13,000円）		
+ 基礎控除（38万円）=		
		2,354,604円
課税総所得金額	$- =$	2,745,000円(千円未満切捨て)
算出税額（上記の源泉徴収税額）	$2,745,000円 \times 10\% - 97,500円 =$	177,000円

